

～会場を含めた意見交換を行いました～

【少子化について】

傍聴者A： 高知県は生まれてくる子どもの数よりも、死亡する数が多くなる人口自然減になってしまいました。安芸市は農業に携わる青年たちが「安芸のソナタ」と銘打って婚活を試みていますし、私の指導している児童合唱団の子どもの数も減り、近所にも子どもの声あまり聞こえなくなりましたが、少子化についてはどのようにお考えですか。

知事： 高齢者の方の数のほうが、20代、30代、40代の出産をされる時期の人の数よりも圧倒的に多いというのは事実です。移住をして来るといっても、その人口差というのが圧倒的に大きいですから、人口が自然減になるということ自体は変えられないと思います。

自然減自体は、ある意味絶対的な現象として、高知県だけじゃなくて、日本全体として受け入れないといけないと思います。ただ、日本全体で自然減になったのは、平成17年からですが、高知県は平成2年からです。

自然減になってくると、どうしても市場が小さくなるとか、それから地域の支え合いの力が弱くなるので、「地産外商」とか「高知型福祉」などの政策を打っていく必要があるんだと思っています。私は、自然減に正面からぶつかっていく政策を高知県は真っ先に取り始めているつもりです。逆に言うと、自然減の世の中で、同じような状況に全国の他の県もなってくるわけです。その中で真っ先に対応策を示した県であれば、後続の県からとれば希望のある県ということになるんじゃないか、私はそういう県を目指したいと思っています。

少子化の対策で、自然減を全部覆すほどまでという、なかなか現実的かどうかと思いますが、それでも出生率を少しでも上げていくような対策はとらないといけません。M字型カーブの解消もあわせて対応する必要があると思います。

これについては、いくつもステージはあると思います。まず、先ほど言われたお話ですと、安芸市でお見合いの場のような取り組みをやっておられるようですが、県も「対話と実行」座談会の時に、ある町でやっておられた話を聞いて始めました。そこでは、地元の若者よりも地元以外の若者のほうが参加されるという話で、地元だと恥ずかしいというのがあるんでしょう。それなら、県内全域でということで、昨年3回やり、申込みが多かったので今年から6回にしました。そういった出会いの場をできるだけ公的にも設けていく取り組みを今後も続けたいと思います。

それと子育ての大変さを解消していくことも必要かと思っています。高知県の場合は、幼児期の子育てについて言えば、待機児童という問題は比較的少ないですが、共働き家庭が多いので、保育所の終了時間をいかに実質的に延長できるかが、非常にポイントだと考えています。

政府でも、「子ども子育て新システム」という取り組みを進めています。先日、安芸市で若いお母さんから伺ったお話が非常に参考になったので、来年に向けて、もう一段県単独で強化できる政策はないかと考えています。

小中学校については、「放課後の学び場づくり」ですが、まず預かるという機能があって、そのうえで教育をするという機能を追加しようというものです。これは保護者の方が働いておられる家庭の皆様の支援にも事実上つながっているのではと思っているところです。

働きながら子育てができる環境づくりというのをお子さんが小中学校くらいまで支援を行っていくことが、少子化対策の2つ目の大きな柱ということになると思っています。

【小水力発電について】

傍聴者B： 「ものづくり地産地消センター」というお話を伺いましたが、新エネルギービジョンの策定もされたというお話で、安芸市のほうにも小水力発電の適地があります。ただ、その発電機が非常に高いのですが、県内の企業が作った発電機を備え付ければ県内でお金がまわるのではと思います。県の公営企業局は、そういった企業はあるけれど、名前は教えてもらえなかったので、問い合わせはどちらへしたらよいですか。

知事： ものづくり地産地消センターは、産業振興センターが事実上持っています。県庁職員そのものは公務員ですので、個別の企業の紹介は難しいですが、センターなら一定、個別の企業のご紹介もできたりします。こちらにお問い合わせいただければ、いろいろな事をご紹介できるかと思えます。

【雇用対策について】

A： 知事に雇用についてお伺いしたいと思います。ふるさと雇用、緊急雇用、それから、コンシェルジュの雇用等、観光分野においてもいろいろ助けていただけていますが、その雇用の期間が非常に短く、それを次に繋げていこうとなっても、雇用が終わってしまうと続いていかない現状があります。それについての知事のお考えをお伺いしたいです。

知事： 今言われた雇用政策は国がリーマンショックの時に始めた話で、失業期間にとりあえず雇用をして、その間に職を見つけてもらって自分で就職してくださいといった枠組みになっているわけです。

逆に言うと、その政策による雇用をずっと続けるわけにはいかないということで、同じ人は雇えないという仕組みになっています。ただ、少し回復してきたところで東日本大震災が起これ、また世の中厳しくなってきたので、国に対し23年度で政策が切れるのを、是非来年度以降も存続してほしいということを訴えてきました。

また、ふるさと雇用でやっている取り組みの中でも、単に就職対策ということを超えて意義があり、続けていかなければならないものもあります。例えば、あったかふれあいセンターは典型的なもので、別の財源に振り替えてでも実施していきたいと思っています。ただ、特に地域アクションプランでふるさと雇用で雇われてやっている場合は、地域アクションプランで事業を確立させて、その人たちも雇えるくらいまで経営規模を高めていただくということを目指していただきたいというのが、基本と思っています。

繰り返しになりますが、1つは、東日本大震災で日本全体、高知県も含めて厳しくなったので、できれば就職への助走期間という政策をもっと長く続けることができないか。それともう一つは、単に経済的な自立性というだけで割り切れないものもあるので、その部分については県単独でやるような対応も考えるということです。

【農薬の使用方法の解釈について】

H： 環境保全型農業の推進ということで、昔は農薬法の関係で、天敵農法に使用するのは安芸地区の土着の天敵については安芸地区だけ、嶺北だったら嶺北だけといった決まりがありました。

それを、嶺北と安芸が天敵のリレーをし、例えば嶺北では夏場、夏作をし、安芸では冬場、冬作をし、その天敵について地域でリレーをすることが認められ可能になりました。

そういった中で、農薬においても、例えば1000倍で使いなさいと言っているものを1000倍で使うと天敵にも影響があるので、実は2000倍とか、3000倍とか、時には1万倍といった薄い濃度で使っています。普通に考えても薄い濃度で農薬を使っているので、皆さんには安心安全で間違いないと思います。

ところが、農水省の解釈では、適用使用外用法にあたるということを知りました。問題ないと思いますが、使用方法がだめだと言うんですが、その辺の解釈がおかしいのではと思っています。

知事： 初めて聞きました。それについては勉強させてもらいます。

【酸化亜鉛の研究について】

傍聴者C： 何とか高知の経済を活性化したいという思いで、いろいろ考えています。ひとつ情報が欲しいのですが、高知工科大学で開発された酸化亜鉛の膜、これが世界的に需要があるという見込みがあります。これを高知県内で工場を作るということはないのでしょうか。

知事： ZnO（酸化亜鉛）の開発というのは、工科大がやってきた一つの成果だと思っています。問題はその代替品も出てきたりしていることで、競争の激しい分野であるのもまた確かであると思っています。

全部が全部生かせないかとは思いますが、例えば、有機EL（有機エレクトロルミネッセンス）というかたちで生かしていけるのではないかと。また、そのものを使っての事業化ができるんじゃないかということは、引き続き研究中という段階かと思えます。